

令和5年度平戸市一般会計補正予算（第5号）－自然災害防止事業－ 審査：産業建設文教委員会
迅速な災害対応とともに、災害予防対策を！ 【補正額 1,301万円】

事業内容

市道春日海岸線において、のり面からの落石が発生しており、今後も落石の危険性があることから、落石防止対策工事を行うもの。



落石現場の状況

委員会での主な論議

- Q 近年、自然災害が激じん化している中で、今後も災害予防対策を強化していく必要があるが、危険度が高いと思われる箇所の予防対策について、どのように考えているか。
- A 市と委託業者が道路パトロールを行い、（パトロールで発見した）補修や早期対応が必要な箇所については対応している。道路パトロールで把握できない箇所についても、地区からの要望が提出され次第、現地確認を行って適宜対応をしている。

令和5年度平戸市あづち大島いさりびの里事業特別会計補正予算（第1号） 審査：産業建設文教委員会
いさりびの里の客室・外装を改修するための設計委託料などを計上 【補正額 1,555万円】

事業内容

観光庁の補助事業である「地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化事業」を活用し、いさりびの里の研修室の一部を客室（3室）に改修するとともに、屋根・外壁について、大島村神浦の伝統的建造物群保存地区の町並みに合うよう改装を行うための設計を委託するものなど。

委員会での主な論議

- Q 客室を増やし収益を改善したいとのことだが、客室を増やすことでどの程度の収益改善が見込まれるのか。事業戦略のイメージはどのようなものか。
- A 宿泊客が団体客から個人客にシフトしており、団体客でも個室を利用するケースが多い。これまで個室が少ないので宿泊を断るケースもあっており、利用者ニーズに合わせて個室を増やすことを検討している。それだけで単純に客室稼働率が増えるとは思っていないが、まずは利用者数を増やすため、釣り客を含む観光関係での宿泊客割合を、現在の18%から、4～5年のうちに30%まで上げていきたい。客室の稼働率を少しでも上げることで収益の改善を図り、大島村神浦伝統的建造物群と連携した施設となるよう、施設の指定管理者や観光協会などと連携し、誘客に向け取り組んでいく。
- Q 本事業の前提となる観光庁の補助事業は、公募から計画採択までの期間が短く、採択後は速やかに補助金の交付申請が必要であったことを踏まえても、計画が不十分であるように思われる。経営計画・事業計画についてしっかりととしたものは示すことができるか。



現在のあづち大島いさりびの里

- A 現在、補助金の交付申請中であり、補助金の交付決定が令和5年10月末となる見込み。決定後の12月議会において、詳細な計画書を示したい。
- Q 現在申請している当該補助金が交付決定とならない場合の対応はどのように考えているか。
- A 仮に補助金が付かない場合であっても改修は必要であることから、将来的には改修工事を実施していきたい。



9月定例会
ここに注目！

令和5年9月定例会（9月4日～9月20日）

委員長報告全文はQRコードから



平戸市職員定数条例の一部改正について

平戸市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について 審査：総務厚生委員会

島民の大事な交通手段であるフェリーの安全で安定的な運行のために

提案理由

交通船事業（市営大島フェリー）において、人的に余裕がないため、育児休暇が取りにくく、突発的な長期休暇の場合に、他の職員に負担がかかる状況であるため、船員の定数を8名から10名に増員し職場環境の改善を行う。また、新しく航海手当を新設するなどの改正を行うことで、船員の待遇改善を図る。

委員会での主な論議

- Q 島民の交通手段である交通船を安全かつ安定的に運行する観点からも、船員の確保と待遇改善は重要な課題である。船員の給与面などの待遇改善はもちろんのこと、乗客の生命を守る立場の船長や機関長の給与については、もっと上げても良いのではないか。
- また、交通船事業の所管が従前の大島支所から本庁に移ってから、船員とのコミュニケーションが不足しているように感じる。以前のように大島支所に移管することも検討するべきではないか。

- A 交通船の安全かつ安定的な運行と、船員の確保は重要課題と認識している。十分協議したい。

令和5年度平戸市一般会計補正予算（第5号）－水道未普及地域解消事業－ 審査：総務厚生委員会
水道未普及地域の飲料水等供給施設の設置等に対し補助 【補正額2,167万円】

事業内容

上水道の給水区域でない「水道未普及地域」である大山高部地区において、対象となる世帯で構成する管理組合が行う飲料水等供給施設の設置工事に対し、補助することで、生活環境および公衆衛生の向上を図る。

委員会での主な論議

- Q 補助対象経費など、事業の詳細はどうなっているか。
- また、施設設置後の維持管理については、どうなるのか。
- A 水道未普及地域において、2戸以上の受益者世帯で構成する管理組合が、飲料水等供給施設の「新設」「更新」「災害復旧」を行う場合の費用が補助の対象。補助率は、「新設」「災害復旧」は10割、「更新」は9割で、施設設置後の維持管理は、当該管理組合が行う。
- Q 今回の補正予算に計上された地区以外にも市内には4か所の水道未普及地域が残っている。水道の本管から1kmを超えるような地区もあり、今後、そのような地区から要望があった場合は、かなりの予算が伴うことが想定されるが、現在ある水源の活用も含め、飲料水の供給方法も考えるべきではないか。
- A 貯水タンクを設置し、定期的に水道水を運ぶという方法も考えられるため、他地区からの要望があった場合は、水道局、関係各課、そして地元と十分協議し、その地区に応じた最適な方法を考えたい。



飲料水等供給施設の一部（受水槽）のイメージ